

## 令和8年度 保険料の納め方

普通徴収（＝納付書又は口座振替）で納めていただきます。

◆口座振替の方は、御指定の口座から振替します。

◆口座振替のお申込がない方は、納付書を同封しております。

各納期限までに、次の納付場所で納めてください。

◇村上市役所 本庁・各支所・上海府連絡所

◇第四北越銀行 村上信用金庫 北新潟農業協同組合

新潟県労働金庫 大光銀行 新潟県信用組合

東日本信用漁業協同組合連合会 きらやか銀行 ゆうちょ銀行 郵便局

◇コンビニエンスストア

納付可能なコンビニエンスストアは納付書裏面に記載されていますので御確認ください。

【便利な口座振替を御利用ください。】

市内金融機関、市役所税務課・各支所地域振興課市民生活室・上海府連絡所の窓口で手続きが可能です。  
手続きに必要なもの・・・振替口座の預金通帳、通帳のお届け印、資格確認書又は保険料額決定通知書

**次の条件にあてはまる方は、来年10月以降年金からの天引きになります。**

- ①介護保険料を年金から納めていただいている方
- ②後期高齢者医療制度の保険料額と介護保険料額の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の1/2を超えない方

◆ **来年10月から天引きが開始になる予定の方へは、通知をお送りします。**

◆ 年金からの天引きを御希望されない方は、保険料の納め方を口座振替に変更できます。

下記の『年金からの天引きを希望されない方は』を御覧ください。

**年金からの天引きを希望されない方は**

「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」を提出いただくことにより、**口座振替とすることが出来ます。**（納付書によるお支払は選択することができません）市役所税務課・各支所地域振興課市民生活室及び上海府連絡所の窓口で手続きできます。

※ **お手続きの際には、「年金からの天引きを希望しない」ということをお申出ください。**

※ **金融機関窓口ではお手続きできませんので、御注意ください。**

### 社会保険料控除について

納めた保険料は、所得税や住民税の申告の際に「社会保険料控除」となります。

- ・年金からの天引きによる納付・・・年金受給者御本人に適用
- ・納付書、口座振替による納付・・・実際に負担した方(口座名義人など)に適用

◆御家族の口座からの納付に変更した場合、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、御注意ください。

**保険料の納付が困難な場合は、御相談ください。**

○それぞれの事情に合った納付計画と一緒に考えていきます。お気軽に御相談ください。  
○「災害」や「所得が著しく減少した場合」など特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

※申請期限 (ア) 普通徴収・・・各納期限の7日前まで

(イ) 特別徴収・・・保険料納入月(年金支給月)の前々月の1日まで

令和8年度分

# 後期高齢者医療保険料

【令和8年8月】

後期高齢者医療保険料額の決定通知書をお送りします。

（通知書の見方についての説明を記載しました。）

①**令和8年6月中**に75歳になられた方など、後期高齢者医療保険制度に新たに加入された方は

⇒今までの国民健康保険などの保険料にかわり、後期高齢者医療制度の保険料を納めていただくことになります。

☞通知書の見方については2ページを御覧ください。  
保険料の納め方については4ページを御覧ください。

通知書の軽減額を御確認ください

制度加入前日において被用者保険（市町村国保・国保組合を除く）の被扶養者であった場合は、決定通知書又は変更決定通知書の保険料算定の基礎「⑧均等割軽減額」が24,600円となっています。「⑧均等割軽減額」が24,600円となっていない場合は、市町村窓口へお申し出ください。

申し出に必要なもの：被扶養者資格喪失証明書、認印

軽減該当であると保険者に確認が取れた後、保険料を再計算します。既にお支払いいただいた保険料が納め過ぎとなった場合は納め過ぎた分の保険料を還付します。

②転入された方は

⇒あらたに村上市で納付いただく、後期高齢者医療保険料の通知をお送りします。

※御住所を移されてしばらくの間は、村上市での保険料を年金天引きすることができません。

今年度分につきましては、**普通徴収**（納付書又は口座振替）で納めていただきます。来年度以降に年金天引きが開始される場合はお知らせします。

（御住所を移された場合、前の住所地から日本年金機構へ天引きを中止するよう連絡をしますが、1～2回ほどそのまま天引きになることがあります。前の住所地で天引き済み分の精算を行いますので、通知等により御確認ください。）

☞通知書の見方については2ページを御覧ください。  
保険料の納め方については4ページを御覧ください。

◆ **保険料の計算方法などは3ページを御覧ください。**

お問い合わせ

◆村上市役所 税務課 市民税室 ☎0254-75-8949(直通)

◆新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階

業務課 ☎025-285-3222 総務課 ☎025-285-3221

ホームページ <http://www.niigata-kouiki.jp>

このチラシは、**令和8年8月1日**現在で決定されている内容で作成しました。

「令和8年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」の見方

例

|          |               |        |           |
|----------|---------------|--------|-----------|
| 被保険者氏名   | 村上 花子         | 被保険者番号 | *****     |
| 性別       | 女             | 生年月日   | 昭和26年6月1日 |
| 住所       | 新潟県村上市三之町1番1号 |        |           |
| 決定年月日    | 令和8年8月3日      | 保険料額   | 114,900円  |
| 決定(変更)理由 | 保険料額を決定しました   |        |           |

令和8年度分の保険料

保険料計算の内訳

|     |                |         |               |        |         |           |
|-----|----------------|---------|---------------|--------|---------|-----------|
|     | ①賦課のもととなる所得金額  | ②所得割率   | ③所得割額①×②      | ④均等割額  | ⑤算出額③+④ | ⑥限度超過額    |
| 変更後 | 医療分 1,100,000  | 8.61    | 94,710        | 49,200 | 143,910 | 0         |
|     | 子ども分 1,100,000 | 0.26    | 2,860         | 1,354  | 4,214   | 0         |
| 変更前 | 医療分 *****      | ****    | *****         | *****  | *****   | *****     |
|     | 子ども分 *****     | ****    | *****         | *****  | *****   | *****     |
|     | ⑦所得割軽減額        | ⑧均等割軽減額 | ⑨年保険料額⑤-⑥-⑦-⑧ | 月数     | ⑩月割減額   | ⑪保険料額※⑨-⑩ |
| 変更後 | 医療分 0          | 9,840   | 134,070       | 10     | 22,345  | 111,700   |
|     | 子ども分 0         | 271     | 3,943         | 10     | 658     | 3,200     |
| 変更前 | 医療分 ****       | *****   | *****         | **     | *****   | *****     |
|     | 子ども分 ****      | *****   | *****         | **     | *****   | *****     |

※100円未満切捨

【加入(予定)月数】  
令和8年6月中に後期高齢者医療制度に加入したため、令和8年度の加入月数は、令和8年4月から令和9年3月の10か月となります。

【加入月数が1年未満の際に減額となる額】  
⑨134,070円÷12か月×2か月=⑩22,345円(1円未満切上)

「後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書」の見方(特別徴収)

|                     |                                           |              |             |
|---------------------|-------------------------------------------|--------------|-------------|
| 納付方法                | 口座振替(期別引落)(普徴)                            | 決定(変更)理由     | 地区変更による賦課取消 |
| 特別徴収者               | 口座振替の口座(納付書の場合)                           | 徴収決定年月日      | 令和8年8月4日    |
| 特別徴収対象年金給付額         |                                           | 村上市に納付する保険料額 | 114,900円    |
| 口座振替に よる 納付 の 口座 情報 | 〇〇銀行 11280 123456 〆〆〆〆〆〆〆 〆〆〆〆〆〆〆 納付区分・期別 |              |             |

【期別保険料額】

| 期別・月   | 変更後     | 変更前  | 普通徴収の場合の納期限 |
|--------|---------|------|-------------|
|        | 普通徴収    | 特別徴収 | 普通徴収        |
| 4月     |         | 0    | *****       |
| 5月     |         |      | *****       |
| 6月     |         | 0    | *****       |
| 4期 7月  | 0       |      | *****       |
| 5期 8月  | 16,900  | 0    | *****       |
| 6期 9月  | 14,000  |      | *****       |
| 7期 10月 | 14,000  | 0    | *****       |
| 8期 11月 | 14,000  |      | *****       |
| 9期 12月 | 14,000  | 0    | *****       |
| 10期 1月 | 14,000  |      | *****       |
| 11期 2月 | 14,000  | 0    | *****       |
| 12期 3月 | 14,000  |      | *****       |
| 計      | 114,900 | 0    | 0           |
| 合計額    | 114,900 | 0    | 0           |

各納期の納付額・納期限日

令和8年度分の保険料

保険料の計算方法

保険料は、令和7年中の総所得金額等をもとに、個人単位で加入月数に応じて(令和8年6月中に加入された方は10か月分)計算されます。

◆保険料は、加入者が等しく負担する「均等割額」と、加入者の前年中の所得に応じて計算される「所得割額」の合計となります。

◆令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、医療保険料と合わせて子ども・子育て支援金(以下、「子ども分」という)を納めていただきます。この制度は、全世帯や企業のみならず支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の充実を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

保険料(年額)

=

均等割額

+

所得割額

【医療分】1人当たり 49,200円

【子ども分】1人当たり 1,354円

(世帯所得により軽減)

【医療分】(令和7年中の総所得金額等-※基礎控除額) × 所得割率(8.61%)

【子ども分】(令和7年中の総所得合計額等-※基礎控除額) × 所得割率(0.26%)

※被保険者本人の合計所得金額が2,400万円を超える方は、控除額が変わります。

総所得金額等とは…それぞれの収入から必要経費(公的年金控除、給与所得控除など)を差し引いて求めた所得(年金所得、給与所得や事業所得など)の合計額です。(税務申告の際の、扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などを差し引く前の所得額です。)

所得の低い世帯に対する軽減(今回の通知書に反映されています。)

①均等割額の軽減 同一世帯内の加入者及び世帯主(加入者でない方も含む)の所得の合計金額をもとに、下表の基準により判定します。

| 均等割額軽減割合 | 同一世帯内の加入者及び世帯主の前年中の所得の合計金額             | 軽減後の均等割額(年額) |
|----------|----------------------------------------|--------------|
| 7割軽減     | 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合            | 医療分 13,776円  |
|          |                                        | 子ども分 406円    |
| 5割軽減     | 43万円+31万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 | 医療分 24,600円  |
|          |                                        | 子ども分 677円    |
| 2割軽減     | 43万円+57万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 | 医療分 39,360円  |
|          |                                        | 子ども分 1,083円  |

※専従者控除及び長期譲渡所得の特別控除がある場合は、控除前の所得額で判定します。  
※65歳以上で年金所得がある方は、その年金所得額から特別控除15万円までを引いた所得額で均等割額の軽減判定をします。  
※「給与所得者等」とは、給与の収入額が55万円を超える方、または公的年金の収入額が125万円(65歳未満の場合は60万円)を超える方をいいます。

被用者保険の被扶養者に対する軽減

制度加入前日に、会社の健康保険など被用者保険の被扶養者であった方(保険料負担のなかった方)は、資格

| 均等割額の軽減割合                 | 所得割額   |
|---------------------------|--------|
| 5割軽減 (軽減後の年間保険料額 24,600円) | かかりません |